（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第三十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百七十二万千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百七十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百七十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略） （認定の請求） **第四十七条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百七十二万千円を超える者に限る。）の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百七十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百七十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略）	（認定の請求） **第三十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百六十二万千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略） （認定の請求） **第四十七条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百六十二万千円を超える者に限る。）の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略）